

平塚市教育委員会令和7年8月定例会会議録

開会の日時

令和7年8月22日（金）14時00分

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 菅野 和恵 委員 大野 かおり
委員 増井 峰夫 委員 小林 誠

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	諸星 薫	教育総務課企画担当長	小嶋 豊綱
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課長	西山 弥生
教育指導課長	小塚 祐歩	教育指導課学校安全担当課長代理	奥脇 正樹
教育研究所長	伊沢 秀樹	子ども教育相談センター所長	中山 文恵

◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課長	石塚 誠一郎
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	新倉 好人
中央図書館長	藤田 忠義	博物館館長	浜野 達也
美術館長	小澤 雄一		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和7年8月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和7年7月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和 7 年 7 月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)金目中学校区地域教育力ネットワーク協議会の国土交通大臣表彰受賞について

【報告】

○吉野教育長

市内団体が国土交通大臣表彰を受賞したことを報告するものである。

詳細は、社会教育課長から報告する。

○社会教育課長

長年にわたる地域のボランティア活動が評価され、金目中学校区地域教育力ネットワーク協議会が、令和 7 年度道路愛護等に顕著な功績のあった団体等に対する国土交通大臣表彰を受賞した。本市での同表彰の受賞は 12 年ぶりとなる。

金目中学校区地域教育力ネットワーク協議会は、子どもたちが社会体験やボランティア体験などを積み重ね、生きる力を育むことができるよう、「通学合宿」、「灯ろう流し」、「芸術文化子ども体験事業」など様々な活動を行っている。その一つに「みんなで作ろう花のまち」という事業がある。県道 612 号線上粕谷南金目線の南金目交差点付近から J A 湘南金目支店までの間に設置された花壇に、中学生ボランティアの協力を得て花を植え、その後草取り、水やりなどを行っている。

この活動は、平成 19 年度から 18 年間という長きにわたって行っており、この長年の活動が、道路環境や道路景観の向上に寄与し、道路愛護などの功績が特に顕著なものとして表彰されることになった。

この表彰は、昭和 33 年度に創設されたもので、令和 7 年度は神奈川県内で 3 団体、全国で 91 団体、9 個人が選ばれた。

県内の受賞団体に対しては、本日令和 7 年 8 月 22 日に神奈川県庁において表彰式が行われる。

なお、8 月 26 日(火)には同協議会から受賞の喜びを市長へ報告する予定となっている。

【質疑】

○大野委員

今回表彰された、花植え、草取り、水やりなどの道路愛護の活動は、地域の方々が子どもたちとともに平成 19 年度から継続されているということで、地域に根付いた活動となっていると思う。

10 年ほど前、金目中学校区の通学合宿を見学した。参加を希望した子どもたちが公民館に泊まり、地域の方々の力を借りて、寝食をともにしながら学校に通うという特色のある取組を見て、地域ぐるみで子どもたちを育てようという思いが伝わってきたことを覚えている。

平塚市は市内 15 の中学校区ごとに地域教育力ネットワーク協議会があり、地域の特色をいかして、例えば郷土いろはカルタ大会、防災キャンプ、ボランティア活動など、子どもたちが地域の様々な世代の方と交流し、体験活動を通して、地域の中で子どもたちが育つ活動を地域の方の力で推進されているのが素晴らしいと常々感じている。地域教育力ネットワーク協議会の活動に参加することで、子どもたちにとっては家族と学校の先生以外に知っている大人が地域にいるということになるし、子どもたちが地域や社会とつながることにもなると思うので、子どもたちの居場所づくりの面からも大切なことだと思う。

活動を継続する苦労も多々あると思うが、今回の金目中学校区の表彰により、市民の皆様にも地域教育力ネットワーク協議会の活動を知ってもらう機会となり、それが各地域での活動の継続や発展につながることを願っている。

(2)その他

な し

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第3号 令和7年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

【報告】

○吉野教育長

8月26日から開会される市議会9月定例会への令和7年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

補正予算要求額だが、歳入については280万9千円、歳出については5千606万9千円の増額を計上している。

はじめに、歳入について、18款 寄附金 1項 寄附金 5目 教育費寄附金 3節 小学校費寄附金において、企業版ふるさと納税寄附金を10万円計上している。

次に、21款 諸収入 5項 雑入 2目 雑入 9節 教育費雑入において、物価高騰に対応するため学校給食費の自己負担を270万9千円計上している。

次に、歳出について、10款 教育費のうち、1項 教育総務費、3目 学校給食費「3学校給食管理事業」だが、物価高騰に対応するための給食材料費について、10節 需用費を2千248万円増額補正する。

続いて、9目 子ども教育相談センター費「3 介助員派遣事業」だが、会計年度任用職員の減少に伴い1節 報酬を245万円減額補正するとともに、医療的ケア児の外部支援のため、看護師一部業務委託を延長し、12節 委託料を186万6千円増額補正する。

次に、2項 小学校費、1目 学校管理費「5 単独調理場運営事業」だが、老朽化した山下小学校調理場のガス回転釜5台、勝原小学校調理場の包丁まな板殺菌庫を更新する

ため、17 節 備品購入費を 791 万 3 千円増額補正する。

続いて、2 目 教育振興費、「1 通級指導教室運営事業」だが、教育振興のための指定寄附金を活用して通級指導教室で使用する補聴器を購入するため、10 節 需用費を 10 万円増額補正する。

次に、4 項 幼稚園費、1 目 幼稚園費「5 幼稚園運営補助事業」だが、私立幼稚園等の食材料費に係る物価高騰分を助成するため、18 節 負担金、補助及び交付金を 595 万 3 千円増額補正する。

最後に、5 項 社会教育費、4 目 博物館費「4 博物館管理事業」だが、博物館の建物劣化度等調査を行うため、12 節 委託料を 2 千 20 万 7 千円増額補正する。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく了承された。

(2)報告第4号 旭地区第2次住居表示整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例について

【報告】

○吉野教育長

住居表示の実施に伴い規定を整備することについて、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

平塚市では、分かりやすく、訪ねやすいまち、更に緊急車両等の到着時間の短縮や、郵便・宅配の効率化など、市民生活の利便性向上のために、昭和 39 年から住居表示事業を進めている。この事業の 1 つである旭地区第 2 次住居表示整備事業により、徳延地区等において住居表示が実施されることに伴い、関係条例における必要な規定を整備するものである。

本条例は、第 1 条から第 5 条までにおいて、5 つの条例を改正するものとなるが、教育委員会関係のものとしては、第 3 条以降の 3 つの条例の一部改正となるため。

改正内容について、始めに第 3 条関係だが、市内小学校の名称及び位置を定める別表第 1 の旭小学校の位置を、「平塚市河内 3 0 7 番地」から「平塚市河内一丁目 4 番 1 号」に、松延小学校の位置を「平塚市纏 2 2 6 番地」から「平塚市纏三丁目 2 1 番 1 号」に改める。

続いて、第 4 条関係だが、市内公民館の名称及び位置を定める表中、旭北公民館の位置を「平塚市河内 4 4 0 番地」から「平塚市河内一丁目 3 2 番 1 4 号」に改める。

最後に、第 5 条関係だが、市内体育施設等の名称及び位置を定める表中、旭小学校運動

場夜間照明施設の位置を「平塚市河内307番地」から「平塚市河内一丁目4番1号」に改める。

本条例の施行日は、改正文附則にあるように令和7年10月14日としているが、これは住居表示が実施される日となる。

本条例については、今回了承いただいた後、令和7年9月市議会定例会に提出する予定である。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく了承された。

(3)その他

な し

3 陳情第2号 シックススクールマニュアル講習会の開催を求める陳情

【提案説明】

○吉野教育長

陳情の内容については、学務課長から説明する。

○学務課長

前回と同様の説明になるが、平塚市教育委員会会議規則第19条に基づき提出された陳情について説明させていただく。

令和7年6月19日付で、化学物質から健康を守る平塚の会からシックススクールマニュアル講習会の開催を求める陳情が提出された。

この陳情の趣旨は、「化学物質過敏症等に悩む児童生徒に対し適切な配慮を行うため、養護教諭を初めとした教職員に向けて、事例の紹介や当事者からの説明も含めた講習会を今年度中に開催し、その後も定期的に開催する」ことであり、その理由として3つの内容が述べられている。

1点目は「シックススクールマニュアルの認知度が低い」ということ、2点目は「化学物質過敏症という疾患の特異性からマニュアルの理解が難しい」ということ、3点目は「認知度の低さとマニュアル理解の難しさから当事者と学校の話し合いがスムーズに行われず、適切な配慮につながっていない」ということである。

以上の理由により、陳情書の陳情事項及び陳情の趣旨に記載のとおり、1点目として「事例の紹介や当事者からの説明も含め、養護教諭を初めとする教職員に向けた『シックススクールマニュアル』及び化学物質過敏症と当該疾患患者への対応について学ぶ講習会を開催

すること」、2点目として「講習会は、まずは今年度中に一度開催し、その後は定期的に行うこと」を陳情されている。

○吉野教育長

ただいま、学務課長から陳情の内容について説明があったが、各委員から意見を伺いたいと思う。

○増井委員

まず、化学物質過敏症やシックスクールマニュアルに関する現在の本市の取組がどのようなになっているか、概要を伺いたいと思う。

○学務課長

化学物質過敏症やシックスクールマニュアルに関する本市の取組としては、健康課が市ホームページに「化学物質過敏症を知っていますか？」というページを設け、市民全体に向けた情報発信をしているほか、来月9日から18日まで市役所1階で啓発展示を開催する予定である。また、市役所1、2階のトイレに設置する石鹸については、この疾患に配慮した「純せっけん」とする取組も実施されている。

教育委員会の取組としては、化学物質過敏症等に悩む児童生徒等に対し適切な配慮をするためシックスクールマニュアルを作成し、対策の指針としている。令和3年度にマニュアルの改訂を行い、香りの害に関する内容を追記する等、適宜内容を見直して運用している。

このマニュアルにおいて、教育委員会の取組は「シックスクールに関する情報収集に努め、調査研究を進めるとともに各種の会議、研修会、講演会等を通じ学校関係者に情報を提供する。」と定めており、現在、これに基づく具体的な取組として、県教育委員会教育局指導部保健体育課と連携し、学務課から各学校に対し、香りの配慮に関する啓発資料の活用について依頼を行っている。

これにより、消費者庁による啓発ポスターの提供、マニュアルの周知を年に1回、定期的に行うとともに、保護者向けの文案も示し、教職員から保護者まで、この問題について正しい理解が深まるよう働きかけている。

マニュアルや消費者庁の啓発ポスターは市ホームページにも掲載し、必要に応じて自由に閲覧できるようになっている。また、市内図書館には化学物質過敏症に関連する書籍が所蔵されている。

その他、当事者団体の求めに応じてヒアリングの機会を設けるなど、必要な情報収集に継続的に努めているところである。

○菅野委員

陳情では「マニュアルの認知度が低い」、「マニュアルが理解しづらい」、「当事者と学校との話し合いがスムーズに行われず、適切な対処につながっていない」という3点の課題が挙げられているが、こういった課題について担当課として認識していることや見解があれば教えてほしい。

○学務課長

1点目、マニュアルの認知度が低いことについては、過去に当事者団体とのヒアリングや要望書等で指摘もあったので、令和7年度の学校への周知文から、教職員が使用しているフォルダのどこにマニュアルがあるかを明示するよう内容の改善を行ったところである。これにより、養護教諭をはじめとした教職員にマニュアルを改めて認知していただき、適切な対応に役立てていただきたいと考えている。

2点目、マニュアルの内容については、令和3年度に主に香りの害について加筆する改訂を行ったところである。この改訂作業に当たっては薬剤師会、医師会等と丁寧に協議しており、必要な情報を備えたものと考えているが、薬品の名称等、専門的な用語も多く、化学物質過敏症という疾患自体の一般的な認知度も踏まえ、広く理解を深めていただくために工夫の余地はあると考える。

3点目、学校と保護者間とのスムーズな話合いや適切な対処についてだが、化学物質過敏症を理由にリモート授業を希望する児童生徒への対応や、ハンドソープ等の取り扱いについて十分な配慮がなされなかったという趣旨の事例報告を当事者団体の方からいただいたことがある。

いずれの課題についても、当事者団体からの貴重な意見として尊重し、より効果的な取組について検討していきたいと考えている。

○大野委員

陳情では今年度中に講習会を開催とあるが、実施することについて課題などはあるのか。

○学務課長

今年度中の実施に当たっての課題だが、各学校は既に今年度の年間スケジュールに基づいて会議・研修等が行われているところであり、追加スケジュールの調整には相応の難しさがあると考えます。

○吉野教育長

それでは、質問いただいた内容を踏まえ、各委員からの意見を願います。

○菅野委員

課題として挙げられているが、シックスクールマニュアルや化学物質過敏症について学校も保護者も理解を深めることは、症状に悩む児童生徒が存在する以上、引き続き推進していくべきと考える。

そのための取組として、消費者庁などと連携した情報発信や、市の部局横断的な啓発や周知が既に実施されていることも理解した。

陳情は講習会の開催を求めているが、この疾患に限らず、各種アレルギーや脳脊髄液減少症など、理解され難い疾患・症状は多く存在しており、それぞれ理解促進に向けて適宜周知が行われている中で、一定の取組が既に実施されているこの疾患についてさらに講習会を実施する妥当性や、スケジュールの調整等、課題があると思われるため、本陳情は不

採択と考える。

現在の取組について整理し、当事者の声に耳を傾けながら適宜改善に取り組むようお願いする。

○増井委員

化学物質過敏症やシックスクールマニュアルに関する現在の本市の取組を評価したいと思う。既に、消費者庁との連携による啓発ポスターの掲示や、マニュアルの定期的な周知、市立図書館の関連書籍の所蔵など、多岐にわたる取組が実施されていることが確認できた。

香害問題は、児童生徒の学習環境の質、ひいては日常生活の質に関わる重要な課題である。命に関わるアレルギー対応等と同様に、周知徹底が必要不可欠であり、情報収集を継続していく必要性は今後もあると思う。

学校だけでなく、各家庭から持ち込まれる香りへの対応など、細かい配慮を積み重ね、更なる改善に取り組むことが課題の解決につながるものと思われるので、本陳情については不採択とすべきと考える。

○小林委員

シックスクールマニュアルや化学物質過敏症に関する知識が、世間一般に十分に浸透しているとはまだまだ言い難く、多様な特性や疾患を持つ子どもたちが、ストレスなく学校生活を送れるよう、学校現場での支援が必要だと考える。

既に、化学物質過敏症を知ることのできる本が市内の図書館にあり、また市役所における石鹸が見直されるなど、多様な場面で化学物質過敏症への理解促進のための取組が行われていることに加え、建築資材や学校設備など、メーカー側が対応を進めているものも多く、幅広い予防措置がとられている現状を踏まえ、今後も情報把握に努め、必要に応じて個別対応していくことが重要と考える。

以上を踏まえ、現状の取組を継続するとともに、必要なアップデートに努めていただくことで課題を解決すべきと考えるので、講習会の開催を求めるという本陳情については不採択と考える。

○大野委員

本陳情を受け、シックスクールマニュアルを読み返し、学校現場では、シックスクールマニュアルの重要性を改めて認識する必要があるのではないかと感じている。

10年から20年ほど前にシックハウス症候群などが社会問題化し、対応が進められてきた経緯がある。例えば、学校で使用するワックス等の対応が進んだり、備品、教材・教具などは有害物質が極力発生しづらいものを選定したりするなど多方面で予防措置が講じられるようになった。また、各学校では、就学時健康診断の際の相談や、健康管理カードにおける既往歴の確認、必要に応じた面談等、個々に寄り添った対応も行われていると思う。

学校保健に関する事項は、健康診断実施前の4月頃に職員間で情報共有されることが多いのだが、私の経験からはそういった場でシックスクールマニュアルの内容を全職員で確認する機会は少ないのではないかなと思う。教職員の意識啓発と共通理解は重要なので、各学校における職員会議等で随時、シックスクールマニュアルを取り上げ、全職員で共有す

るなど、現状の取組を強化していくべきと考える。

しかし、講習会の開催となると、市内各校の教職員を一堂に会することは、スケジュール調整等の面からも容易ではないので、現在の取組を充実させていくことに注力し、教職員の意識啓発と理解の醸成に努めるのがよろしいかと思う。よって本陳情については不採択と考える。

ただ、本陳情で、話し合いがスムーズに行われず、適切な配慮につながっていないとあったので、化学物質過敏症のお子さんが在籍している学校には、適切な配慮がなされるよう、担当課には学校を支援していただければありがたいと思う。

○吉野教育長

各委員から、多くの意見が述べられた。私もこの陳情については不採択と考える。

例えばハンドソープの取り扱いについて、小学校では対応があったにもかかわらず、中学校で対応がなかったという事例もあったが、現在では、中学校でも学校給食が開始され、アレルギー対応等への意識が高まっていることから、そういった状況も改善されていると認識している。

しかし、各委員からもあったように、現状の取組を継続・改善していくことは大変重要である。

今後も国等の情報や当事者団体の声に耳を傾けながら、効果的な取組を市や教育委員会、学校で連携して進めていただきたいと思う。

以上のことから、本陳情については不採択でよろしいか。

(異議なし)

【結果】

全員異議なく「不採択」とされた。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 8 月定例会は閉会する。

(14 時 37 分閉会)